

## 福井市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請要領 (市内・準市内業者用)

令和6年度において、福井市が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札等（随意契約を含む。）の参加資格を新規で申請される方、更新される方は、次により申請してください。

### 1 対象者

次に掲げる業種の区分に応じ当該各号に掲げる登録を受けている市内業者・準市内業者（※）である者。

- (1) 測量……………測量法（昭和24年法律第188号）に基づく登録
- (2) 土木関係建設コンサルタント…建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく登録
- (3) 建築関係建設コンサルタント…建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士事務所の登録
- (4) 地質調査……………地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）に基づく登録
- (5) 補償関係コンサルタント……………補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）に基づく登録

業種	市内業者	準市内業者
測量	登録証明書（申請書受付日以前3か月以内に発行されたものに限る。）の申請者の所在地が福井市内にある者	測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類の別表第12（第14条関係）の営業所名の欄に、委任された営業所等の記載がある者
建築関係建設コンサルタント	建築士事務所登録証明書（申請書受付日以前3か月以内に発行されたものに限る。）の事務所の所在地が福井市内にある者	建築士事務所登録証明書（申請書受付日以前3か月以内に発行されたものに限る。）の事務所の所在地の欄に、委任された営業所等の所在地の記載がある者
土木関係建設コンサルタント 地質調査 補償関係コンサルタント	登録規程に基づく現況報告書の主たる営業所が福井市内にある者	登録規程に基づく現況報告書のその他の営業所の欄に、委任された営業所等の記載がある者

※市内業者 … 上記の市内業者の要件を満たしている営業所等を有し、それを登録するもの。

※準市内業者… 上記の準市内業者の要件を満たしている営業所等を有し、それを登録するもの。

※契約の締結等の権限を委任され、かつ法人市民税の事業所開設届を提出しているものに限る。

※新規：福井市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されたことがない場合

※更新：福井市建設工事競争入札参加資格者名簿に現在登録されている、もしくは以前登録されていた場合

### 2 入札参加資格審査申請者が登録できる営業所等の要件

1に規定する市内業者及び準市内業者が登録できる営業所等は、次に掲げる要件を全て満たす営業所等であること。ただし、当該営業所等と他の営業所等との重複登録及び当該営業所等の代表者と他の営業所等（本店等を含む。）の代表者との重複（兼任）は認めない。

- (1) 事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が具備されていること。
- (2) 営業所等の所在を明らかにする看板又はこれに類するものが当該営業所等又はその周辺に掲げられており、屋外において容易に視認できる場所に表示され、当該営業所等として識別できること。
- (3) 兼用住宅である場合は、事務所と居住部分が明確に区分されていること。
- (4) 単に社員その他の者の宿舍、住宅等でなく、営業所等であることが容易に識別できること。
- (5) 営業所等において営業活動を行い得る人的配置がなされ、かつ、契約締結権者が専任で常勤していること。
- (6) 営業所等において常勤の測量士を一人以上置き、測量法に基づく登録を受けているもの。

※測量での登録者に限る。

### 3 入札参加資格審査要件

次の各号のいずれかに該当する者は、参加資格審査を受けることができません。

なお、申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した者、又は資格登録後に次の各号のいずれかに該当することとなった者については、当該者に係る資格を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者  
【契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者】
- (2) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号及び第2号並びに第6条の規定に該当する者  
【暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者】
- (3) 福井市長の政治倫理に関する条例（平成17年福井市条例第21号）第21条及び同施行規則（平成17年福井市規則第83号）第23条の規定に該当する者  
【（1）市長、その配偶者若しくは市長の2親等以内の親族が役員をしている法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、（2）市長が資本金、基本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、（3）市長が顧問料等名目を問わず報酬を受領している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、（4）市長がその経営方針に関与している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）】
- (4) 福井市議会議員政治倫理条例（平成14年福井市条例第21号）第4条の規定に該当する者  
【（1）議員、その配偶者、議員の2親等以内の親族若しくは議員の同居の親族が役員をしている企業等、（2）議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業等、（3）議員がその経営方針に関与している企業等、（4）議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業等】
- (5) 納期限の到来している税を完納していない者

### 4 入札参加資格の有効期間

- ア 登録日 申請書を受理した日の翌週月曜日（当該日が休日の場合は翌日とする。）午後4時  
イ 有効期間 申請書提出時点で最新の決算日の翌日から**1年7か月後まで**

### 5 申請期間

随時受付（ただし、福井市の休日を定める条例（平成元年福井市条例第48号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

### 6 申請方法

#### (1) 令和6年4月1日から9月30日までに申請する場合

AかBのいずれかによる申請とする。

##### A 電子申請

**B 書類による申請（原則郵送）** ※電子申請及び郵送による提出にご協力ください。

#### (2) 令和6年10月1日以降に申請する場合

##### A 電子申請のみ

※インターネット環境がない等の理由で電子申請が難しい場合のみ、書類による申請が可能となる場合があります。

#### A 電子申請の場合

<申請先> **電子申請・施設予約システム「ふくe-ねっと」** <https://shinsei.e-fukui.lg.jp>

**※電子証明書やソフトのインストール等は必要ありません。**

ふく e-ねっとの操作方法に関すること

ヘルプデスク TEL : (0120) 470-570 9~17時 (土日祝日年末年始除く)

※受領確認、審査完了の連絡等は電子メールとなります。必ずご確認ください。

B 書類による申請の場合

<提出先> 〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号 福井市財政部契約課 工事契約係

7 提出書類 (A 電子申請) ・ 提出書類 (B 書類による申請) の種別

A 電子申請 : 添付書類は次の表のとおり、各ファイル名の頭に下記番号と文書名の略称等をつけて、データにて提出ください。例) 「4\_納税証明」「10\_測量法 55 条の 8」

(証明書や使用印鑑届はスキャンしたものを提出ください)

「業者カード」はエクセル形式 (拡張子は「.xlsx」) にて提出ください。

B 書類による申請: 申請書類・添付書類は次の表の順番にそろえて、**用紙サイズはA4判**で各1部提出ください。(ホッチキス止めや、ファイルリングしたもの等では提出しないでください。)

◇提出書類・添付書類

種別		登録業種	測 量	土木関係 コンサルタント	建築関係 コンサルタント	地質調査	補償関係 コンサルタント
1	福井市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請書(市内・準市内業者用) B 書類による申請のみ		全ての業種において必要です				
2	法人: 登記事項証明書 個人: 身分(身元)証明書		全ての業種において必要です				
3	納税証明書 (国税・市税)		全ての業種において必要です				
4	使用印鑑届 A 電子申請のみ		全ての業種において必要です				
5	登録通知又は登録証明書		全ての業種において必要です				
6	ISO 認証 (取得しているもの)		取得している場合のみ				
7	決算書又は財務諸表 (建築関係コンサルタントのみ)				必要		
8	建設コンサルタント登録規程等に基づく現況報告書			必要		必要	必要
9	測量法第55条の8第1項に定める書類		必要				
10	資本的関係又は人的関係に関する申告書		全ての業種において必要です				
11	営業所に関する確認調査 B 書類による申請のみ		全ての業種において必要です				
12	業者カード		全ての業種において必要です				
13	中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の場合のみ 必要【各提出書類の留意事項】参照		全ての業種において必要です				
14	債権者登録申出書		新規の場合又は 更新で前回と変更がある場合のみ				
15	チェックリスト 郵送による申請の場合、返信用封筒 (84 円切手貼付) も 必要		全ての業種において必要です				

**【各提出書類の留意事項】**

[1] 福井市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請書（市内・準市内業者用）

**B 書類による申請**のみ

※申請者の所在地は、各登録証明書又は現況報告書に記載された主たる営業所の所在地を記入してください。

※営業所等へ委任される場合は、必ず「委任欄」に受任者名を記入してください。

※「使用印鑑届」の欄には、入札・契約等における使用印鑑（営業所等へ委任される場合は、受任者印）を押印してください。ただし、使用印鑑は役職名（受任者役職名）又は代表者氏名（受任者氏名）が表示されているものに限りま

[2] 登記事項証明書（法人の場合）、又は身分（身元）証明書（個人事業者の場合）

申請書受付日以前3か月以内に発行されたもの（写し可）を提出してください。

[3] 納税証明書

各納税証明書については、申請書受付日以前3か月以内に発行されたもの（写し可）を提出してください。

※**国税**については、国税通則法施行規則別紙第9号書式（「その3の3」又は「その3（法人税及び消費税及地方消費税の記載のあるもの）」（※法人）又は（その3の2）（※個人）の納税証明書（電子納税証明書も可）を提出してください。

※**市税**については、

(1) 新規の申請者：令和5年度及び6年度（課税されている最新のもの2か年）の納税証明書（課税されている全税目で法人市民税の記載のあるもの）を提出してください。

※決算期の都合上、令和6年度の法人市民税が記載されない時期のみ、令和4年度及び5年度の納税証明書を添付してください。

(2) 更新の申請者：令和6年度（課税されている最新のもの1か年）の納税証明書（課税されている全税目で法人市民税の記載のあるもの）を提出してください。

※決算期の都合上、令和6年度の法人市民税が記載されない時期のみ、令和5年度の納税証明書を添付ください。ただし、有効期限が切れてから1カ月以上経過している場合は、(1) 新規の申請者と同様の市税証明書（課税されている最新のもの2か年）を提出ください

※納付時期等の関係で、既に納付済みの税額が証明書の「納期到来の未納額」に記載されている場合には、該当金額の納付が確認できる書類（領収書、通帳のコピー等）を併せて提出ください。

※営業所を開設したばかりで納税証明書を提出できない方は、事業所開設届（市民税課提出の写し）が必要になります。

区分	対象税目	発行先
国税	「法人税」又は「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」	主たる営業所を所轄している又は指定された税務署
市税	課税されている全税目 (法人市民税記載のもの)	福井市役所本館2階 納税課 1階 市民課 市内の各連絡所、サービスセンター

なお、証明書の提出分に限らず、納期限の到来している税の全てを完納していない者は、競争入札参加資格者名簿へは登録できません。

[4] 使用印鑑届 **A 電子申請**のみ

入札・契約等における使用印鑑（営業所等へ委任される場合は、受任者印）を押印してください。ただし、使用印鑑は役職名（受任者役職名）又は代表者氏名（受任者氏名）が表示されているものに限りま

[5] 登録通知又は登録証明書

・**土木関係建設コンサルタント**、**地質調査**、**補償関係コンサルタント**の登録を希望する場合

→ 登録を希望する業種（部門）に係る**地方整備局からの登録（更新）通知の写し**を提出してください。

- ・ **測量**、**建築関係建設コンサルタント**の登録を希望する場合

→ **申請書受付日以前3か月以内に発行された登録証明願（登録証明書）（写し可）**を提出してください。

- [6] ISO認証登録証（有効期限内のもの）（写し）

ISO9000シリーズ、又はISO14001の認証を取得している場合に提出してください。

ただし、ISO9000シリーズの認証登録範囲は建設コンサルタント業務等の部門に限ります。

- [7] 決算書又は財務諸表（**建築関係建設コンサルタントのみ必須**）

直前1営業年度に係るものを提出してください。

個人の方は、最新の確定申告書、青色申告決算書（いずれも写し）を提出してください。

- [8] 建設コンサルタント登録規程等に基づく現況報告書（写し）

（**土木関係建設コンサルタント**、**地質調査業者**、**補償関係コンサルタント**の登録を希望される場合のみ）

それぞれの登録規程に基づく**現況報告書（地方整備局の「確認済」押印があるもの）**を必ず提出ください。

※地方整備局の受付印しか押されていない書類は受理いたしません。

- [9] 測量法第55条の8第1項に定める書類（写し）（**測量**の登録を希望される場合のみ）

国土交通大臣に提出した書類を**必ず提出**してください。

- [10] 資本的関係又は人的関係に関する申告書（指定様式）

資本的又は人的関係等系列会社の同一入札への参加を制限するため、下記の関係について、指定様式により「記入上の注意事項」のとおり申告してください。営業所等へ委任される場合も、本社の代表者名義で記載ください。

(ア) 親会社と子会社の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主又は当該役員に係る会社との関係を含む。）

(イ) 親会社（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

(ウ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(エ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

- [11] 営業所に関する確認調書（指定様式） **B 書類による申請**のみ

指定様式により提出してください。**営業所等へ委任される場合も**、本社の代表者名義で記載してください。

- [12] 業者カード（指定様式）

記載例を参考に記入し、提出してください。**電子申請の際はエクセル形式（拡張子は「.xlsx」）**で提出してください。

- [13] 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の場合の添付書類

- ・官公需適格組合証明書（証明を受けている場合に限り。）
- ・組合員名簿
- ・組约定款
- ・官公需共同受注規約
- ・設立許可の証明

- [14] 債権者登録申出書（指定様式）（**新規の場合又は更新で前回と変更がある場合のみ**）

**準市内業者の方は、全ての項目について受任先（営業所等）の内容を記入してください。**

※振込金融機関のみは本社等の口座でも登録可能

[15]チェックリスト

提出書類の申請者確認欄に、レ点でチェックして提出してください。

A 電子申請の場合には、受領確認は電子メールでお知らせします。

B 書類による申請の場合には、チェックリストが受領書を兼ねています。**※郵送にて提出いただいた場合は、受領書の送付のため、84円切手を貼付した封筒を必ず同封してください。**なお、送料不足分は申請者負担としますのでご了承ください。

8 登録内容に変更が生じた場合

資格登録後、登録内容に変更が生じた場合は、変更届（指定様式）に記名（代表者名で記載してください。営業所等の受任者名ではありません。）し、直ちに必要書類を契約課まで提出してください。

※必要書類は、福井市ホームページ内入札の広場「登録内容の変更」からご確認ください。

※変更届の提出に、R6年4月より電子申請が利用できるようになりました。

**電子申請・施設予約システム「ふくe-ねっと」** <https://shinsei.e-fukui.lg.jp>

9 資格登録後、「2 入札参加資格審査申請者が有すべき営業所の要件」に該当しないことが明らかとなった場合には、資格を抹消することがあります。

10 入札参加資格者名簿の公表

入札参加資格者名簿は、福井市ホームページ内「入札の広場」において公表します。

この要領に基づき**新たに**福井市に名簿登録された方には、資格登録後、電子入札システムの利用者登録（ICカードのシステムへの登録）に必要なIDとパスワードを郵送しますので、利用者登録をお願いします。

詳細はこちら（福井県HP <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/kizai.html> ただし、『福井県』を『福井市』に読み替えて参照してください。）

問い合わせ及び書類提出先

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

福井市 財政部 契約課 工事契約係

TEL : (0776) 20-5277 FAX : (0776) 20-5734

福井市役所「入札の広場」ホームページ <https://www.city.fukui.lg.jp/nyusatsu>

電子申請「電子申請・施設予約システム ふくe-ねっと」<https://shinsei.e-fukui.lg.jp>

ふくe-ねっとの操作方法に関すること

ヘルプデスク TEL : (0120) 470-570 9~17時（土日祝日年末年始除く）